

2021年2月25日

学部学生、大学院生、大学院研究生の皆さんへ

統合教育機構 感染対策ワーキンググループ 保健管理センター

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって1年たちました。この1年間に学部学生あるいは大学院生・研究生の皆さんの間で8名の検査陽性の方があり、入院治療、宿泊療養、あるいは自宅療養で軽快されました。

陽性となった場合には療養を保健所から指示されます。無症状あるいは軽症の場合には宿泊療養あるいは自宅療養となることも多いと思います。「発症日から10日間を経過し、かつ症状軽快後72時間経過」が復帰の目安のひとつですが、特異的な抗ウイルス薬がない現状ですので、ぶり返しなどのないよう、安静を守って大事に療養してください(保健管理センターでは発症日—無症状では検査日—より14日間の経過観察をお願いしています)。

学内での陽性者クラスターはこれまで1年間みられていません。皆さんが、リモート授業に積極的に取り組み、マスク着用、手指衛生、3密回避等の感染予防策をとってくださっている賜物と心より感謝します。引き続き予防策の順守・励行をお願いします。なお、不用意なSNS等への投稿で、第三者に十分な感染予防策を講じていないととらえられないよう、医療系大学の学生であることをふまえ、慎んでください。

陽性者があった場合には、保健所が接触者調査を行います。大学も保健所の調査に協力します。保健所が濃厚接触者と判断した方は、14日間の経過観察となります。保健所から濃厚接触者の指定を受けた方は、皆さんの中にこれまで14名あって無事経過観察期間を終えました。保健所から濃厚接触者に指定されない場合でも、医病感染制御部・菌病感染対策室の判断でPCR検査をお願いする場合があります。よろしくご協力をお願い致します。

本学では、上記の陽性者に関する保健所の積極的疫学調査については、法令の規定(※)に沿って、陽性者の個人情報や学内関係部署と共有します。それ以外の場合、個人の特定につながる情報の保護や健康に関する情報の取扱いには十分注意し、ご本人以外の第三者には原則として開示しません。保健所による検査陽性者の濃厚接触者調査への協力は法令の規定(※)に基づく例外です。どうかご理解ください。

上述のように、個人情報の保護には万全を期しますので、ご自身や身近で陽性者があった場合には、学部学生の方は教務係へ、大学院生・研究生の方は指導教員へ、すみやかに連絡をお願いします。

※感染症法第15条、独立行政法人等個人情報保護法第9条等